

## いばらき中性子医療研究センター施設利用基準

### (目的)

- 1 いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則第 12 条の規程に基づき、いばらき量子ビーム研究センター2 号棟（いばらき中性子医療研究センター、以下「センター」という。）における放射線同位元素、放射線同位元素装備及び放射性発生装置並びに放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の利用等に関し、入居機関が守るべき必要な事項を定める。

### (放射線作業)

- 2 センターにおける放射線管理区域内での全ての作業（以下「放射線作業」という。）の従事にあたっては、各種法令等を遵守し、各入居機関の責任のもとこれを行うこと。
- 3 外部の業者等に放射線作業を依頼する場合は、各入居機関の責任において作業を行わせること。

### (放射線障害防止法の許可申請)

- 4 センターにおける「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下、「放射線障害防止法」という）の許可申請を行う場合、筑波大学が行うものとする。
- 5 他入居機関が放射線使用をする場合は、筑波大学が代表して変更申請を行うものとする。

### (入居機関及び県の管理業務)

- 6 放射線管理区域内における放射線管理業務については、筑波大学が代表して行うものとする。放射性同位元素等を利用する各入居機関は筑波大学の指示に従うものとする。
- 7 センターの施設としての通常の維持管理業務については県が行うものとする。

### (放射性同位元素等を利用する入居機関の責務)

- 8 放射性同位元素等を利用する各入居機関は、筑波大学の指示に従い放射線障害の防止に努めること。
- 9 各入居機関は、放射線同位元素等の盗難防止のため、センターにおける管理体制の整備、充実を図り、予防措置を講じなければならない。
- 10 放射線管理区域への出入については、電離放射線障害防止規則等を遵守し、各入居機関の責任において管理すること。
- 11 共通部分における設備等に対する費用等は、県及び放射性同位元素等を利用する各入居機関による協議のうえ、負担配分を決定するものとし、負担割合等については別途定める。

- 1 2 各入居機関は施設の改造その他の必要な工事を行う場合、いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例第 12 条の規定に基づき、事前に県知事の承認を得なければならない。なお、放射管理区域内における放射線障害防止法に基づく工事についてはこの限りではない。
- 1 3 放射性同位元素等を利用する各入居機関は、センター内における放射線同位元素等の利用状況（出入含む）について、随時県に報告をしなければならない。
- 1 4 放射性同位元素等を利用する各入居機関は、必要に応じ、県が開催する入居機関との定期的な連絡の場である入居者連絡会議及び県及び入居機関、関係機関との安全に関する連絡調整を行なう安全連絡会議において、放射線に関する事項について報告をしなければならない。

（事故時の対応等）

- 1 5 事故が発生した場合は、別に定める緊急連絡網等により、報告を行わなければならない。
- 1 6 センター内で放射線に係る事故が生じた場合は、入居機関全ての放射線に係る業務を停止するものとし、原因究明及び安全対策が講じられた後でなければ再開してはならない。

（その他）

- 1 7 県はセンターの施設利用に関し、必要と判断されれば、各入居機関から報告を求めることができる。
- 1 8 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別途協議する。

付 則

この基準は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。